

佐賀県高等学校等修学支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年七月六日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第二十二号

佐賀県高等学校等修学支援基金条例の一部を改正する条例

佐賀県高等学校等修学支援基金条例（平成二十一年佐賀県条例第三十九号）

の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐賀県高等学校等修学等支援基金条例

第一条中「もの」の下に「並びに平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害により被害を受けた幼児、児童又は生徒であつて経済的理由により就学等が困難なもの」を加え、「修学支援に」を「修学等支援に」に、「佐賀県高等学校等修学支援基金」を「佐賀県高等学校等修学等支援基金」に改める。

第四条及び第六条中「修学支援」を「修学等支援」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

佐賀県高等学校等修学支援基金条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="1830 293 1919 691">佐賀県高等学校等修学等支援基金 金条例</p> <p data-bbox="1722 256 1758 335">(設置)</p> <p data-bbox="1086 236 1704 775">第一条 高等学校等に在学する生徒であつて経済的理由により修学が困難なもの並びに平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害により被害を受けた幼児、児童又は生徒であつて経済的理由により就学等が困難なものに対する教育の機会の確保を図る施策（以下「修学等支援に関する施策」という。）の実施に要する経費の財源に充てるため、佐賀県高等学校等修学等支援基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p data-bbox="978 256 1014 475">(運用益金の処理)</p> <p data-bbox="712 236 963 775">第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計又は佐賀県育英資金特別会計の歳入歳出予算に計上して、修学等支援に関する施策の実施に要する経費の財源に充てるほか、基金に編入するものとする。</p> <p data-bbox="604 256 640 335">(処分)</p> <p data-bbox="340 236 591 775">第六条 基金は、修学等支援に関する施策の実施に要する経費の財源に充てる場合に限る。一般会計又は佐賀県育英資金特別会計の歳入歳出予算の定めるところにより処分することができる。</p>	<p data-bbox="1830 901 1919 1299">佐賀県高等学校等修学支援基金 条例</p> <p data-bbox="1722 865 1758 943">(設置)</p> <p data-bbox="1352 844 1704 1383">第一条 高等学校等に在学する生徒であつて経済的理由により修学が困難なものに対する教育の機会の確保を図る施策（以下「修学支援に関する施策」という。）の実施に要する経費の財源に充てるため、佐賀県高等学校等修学支援基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p data-bbox="978 865 1014 1083">(運用益金の処理)</p> <p data-bbox="712 844 963 1383">第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計又は佐賀県育英資金特別会計の歳入歳出予算に計上して、修学支援に関する施策の実施に要する経費の財源に充てるほか、基金に編入するものとする。</p> <p data-bbox="604 865 640 943">(処分)</p> <p data-bbox="340 844 591 1383">第六条 基金は、修学支援に関する施策の実施に要する経費の財源に充てる場合に限り、一般会計又は佐賀県育英資金特別会計の歳入歳出予算の定めるところにより処分することができる。</p>